

令和3年度とちぎ材の家づくり支援事業

住宅の新築や増改築を
検討されている方へ



とちぎ材を使うと

最大50万円もらえます



写真：第29回とちぎ県産材木造住宅コンクール入賞住宅

● 新築事業

県産出材使用量に応じて
10万円～40万円

● 増改築事業

県産出材使用量に応じて
5万円～15万円

● 上乘せ（新築事業のみ）

いずれかを一定以上使用で
10万円上乘せ

- 県産石材（大谷石等）
- 県産漆喰
- 鹿沼組子又は日光彫

NEW 令和3年10月1日より本事業はフラット35地域連携型による
金利引き下げの対象となります！

【お問合せ先】

栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当
☎028-623-3277



補助金の詳細や要件等は、裏面をご覧ください。



1 補助金額

工事種別(新築or増改築)や県産木材使用量により補助金額がかわります。

新築

県産出材使用量m3	補助金額
40m3以上	40万円
35m3以上40m3未満	35万円
30m3以上35m3未満	30万円
25m3以上30m3未満	25万円
20m3以上25m3未満	20万円
15m3以上20m3未満	15万円
10m3以上15m3未満	10万円

増改築

県産出材使用量m3	補助金額
15m3以上	15万円
10m3以上15m3未満	10万円
5m3以上10m3未満	5万円

上乗せ

新築で以下のいずれかを使用すると、**10万円上乗せ**されます。

さらに...

- 県産石材(大谷石、芦野石、深岩石)を内装材等に5㎡以上
- 県産漆喰を内装材等に40㎡以上
- 伝統工芸品(鹿沼組子、日光彫)を内装材等に2㎡以上

2 補助要件

	新 築	増 改 築
住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が生活の本拠として速やかに居住するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 棟別の増築・改築
	<ul style="list-style-type: none"> ①木造住宅であって、原則として軸組工法であること。 ②一戸建の住宅であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①使用木材に合法木材を使用。 ②県産出材を5㎡以上使用。
	<ul style="list-style-type: none"> 棟別の新築 	
	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積 75㎡以上(車庫部分を除く。) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ①使用木材に合法木材を使用。 ②県産出材を10㎡以上使用。 ③使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用。 ④構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月11日までに事業完了し、同日までに実績報告を提出できること。 	
施工者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 県内に本店(本社)を有する建設業許可業者(建築一式)が施工すること。 	
県税の納税	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が県税を滞納していないこと。 	



3 募集戸数

募集戸数 新築：500戸 上乗せ：100戸 増改築：200戸

募集期間 4期に分けて募集(現在の募集状況はHPをご覧ください)

4 申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会 (〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1)
☎028-652-3687

その他の詳細は県林業木材産業課HPをご覧ください。
(申請の手引きや、申請書等もダウンロードできます。)

栃木県 家づくり

検索



鹿沼産木材による住宅新築等報奨金制度について

目的及び事業概要

鹿沼市では、市民への良質な鹿沼産木材、特に森林認証材の認知度アップを図り、利用促進につなげ、需要拡大と本市の林業・木材産業の活性化を図ることを目的として、自らが居住するために鹿沼産木材及び鹿沼産森林認証材を使って新築する木造住宅または店舗・施設等を新築、改築、増築、改装（リフォーム）する方を対象に、予算の範囲内で**報奨金（商品券）**を差し上げます。



(1) 対象者

- ①自らが所有し、新築・改築・増築・リフォームする木造住宅（建売は除く）
- ②自らが所有しまたは管理する、新築・改装・増築・改装する店舗、事務所、施設等
- ③申請者が本市に収める地方税等の滞納がないこと（市内建築物のみ）

(2) 主な要件（着工前に事前申請が必要です）

	建築物	鹿沼産木材使用量	備考
市内	新築	住宅	5㎡以上㎡ 使用する木材の60%以上を鹿沼産材が占めること
		店舗等	5㎡以上 —
	増改築等	2㎡以上	住宅改築の場合は使用する木材の60%以上を鹿沼産材が占めること
市外	新築・増改築等	5㎡以上	10万円定額



(3) 報奨金（商品券）

報奨金の額は、基礎分と加算分とを合算した額になります。

- ①基礎分：上記の要件を満たす場合、市内建築物最大20万円、市外建築物10万円
- ②加算分：鹿沼産森林認証材を使うことで、5㎡毎に報奨金が加算されます。

5㎡～30㎡以上使用で最大30万円

※市外建築物の場合は、加算はありません。

※増改築等については2㎡以上の使用から加算されます。

（鹿沼産森林認証材は丸太材料から製材加工まで、認証を受けた事業所からの納品が必要です）

- ③商品券の種類：対象建築物の所在地により、差し上げる商品券が変わります。

旧鹿沼地区の場合：1/2は鹿沼市共通商品券（鹿沼商工会議所発行）

旧栗野地区の場合：1/2は栗野商品券（栗野商工会発行）

残り1/2は、鹿沼市共通商品券か栗野商品券の好きな方を選べます。

市外建築の場合：鹿沼市共通商品券か栗野商品券の好きな方を選べます。

最大で50万円!

商品券

制度の詳細や申請方法等は、ホームページをご覧ください。下記までお問合せ下さい。

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0253/info-0000003642-1.html>

鹿沼市林政課木のまち推進係 TEL：0289-63-2186/FAX：63-2189